⑵　購入等件名及び数量　独立行政法人日本原子力研究開発機構　那珂核融合研究所で使用する電気　契約電力　7,000kW　年間予定使用量　27,910,000kWh
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　使用期間　平成23年10月１日から平成24年９月30日まで
⑸　需要場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　入札金額は各社において設定する契約電力に対する単価（円／kW）及び使用電力量に対する単価（円／kWh）を記載すること。(小数点以下を含むことが出来る。)落札の決定は、当機構が提示する予定使用電力量の対価を入札書に記載された入札金額に従って計算した総価で行うので、当該総価を上記の単価と併せて記載すること。但し、入札金額の算定にあたっては力率を100%とし、燃料費調整額及び太陽光発電促進付加金は考慮しないこと。
　なお、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成21・22・23年度独立行政法人日本原子力研究開発機構「物品の製造・買入れ等」の競争参加資格を有している者又は入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格を有すると認められた者であること。
⑷　当機構から指名停止にされている期間中の者でないこと。
⑸　警察当局から当機構に対し、暴力団員が実質的に経営を支配している業者又はこれに準ずるものとして、建設工事及び測量等、物品の製造及び役務の提供等の調達契約からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
⑹　電気事業法第３条第１項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の２第１項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届け出を行っている者であること。
⑺　省CO_2化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たすこと。
⑻　入札説明書の交付を受けたものであること。
３　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
　〒311―0193 茨城県那珂市向山801―１
　独立行政法人日本原子力研究開発機構　那珂核融合研究所　管理部経理課　ＴＥＬ029―270―7234（ダイヤルイン）
⑵　入札説明会の日時及び場所　平成23年８月３日午後１時30分　独立行政法人日本原子力研究開発機構　那珂核融合研究所　管理研究棟　第６会議室
⑶　入札・開札の日時及び場所　平成23年９月15日午後１時30分　独立行政法人日本原子力研究開発機構　那珂核融合研究所　管理研究棟　第６会議室
４　入札書以外の提出書類　入札に参加しようとする者は、次の事項に関する書類を上記３項⑴宛に提出すること。
⑴　提出期限：平成23年９月５日
　①　質問書（質問事項がない場合は提出を要しない。）
⑵　提出期限：平成23年９月８日
　①　上記２項⑶の競争参加資格認定通知書（写）
　②　上記２項⑹を証明する書類（写）
　③　上記２項⑺を証明する書類
５　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　契約書作成の要否　要
⑸　落札者の決定方法　予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑹　その他　詳細は入札説明書による。
６　Summary
⑴　Contracting Entity : Katsumi Nakajima, Director of Administration Department, Naka Fusion Institute of Japan Atomic Energy Agency
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and quality of the products to be purchased : Electricity to use in Naka Fusion Institute of Japan Atomic Energy Agency, Electricity contract 7,000kW, the estimated electricity for the year 27,910,000kWh
⑷　Delivery period : From 1 October 2011 through 30 September 2012
⑸　Delivery place : As shown in the tender documentation
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender those who shall :
　①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,
　②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting,
　③　have qualifications for participating in tendering procedures by Japan Atomic Energy Agency or obtain qualifications for participating by Time-limit for tender,
　④　not be currently under suspension of nomination by Director of Contract Department, Japan Atomic Energy Agency,
　⑤　obtain permission for undertaking the general electric utility supply business under Article 3 of the Electricity Utilities Industry Law ; or, make notification for undertaking the special electric utility supply business under Article 16―2 of the Electricity Utilities Industry Law.
⑺　Time-limit for tender : 15 September 2011 1 : 30 p.m.
⑻　Contact point for the notice : Department of Administrative Services, Accounts Section, Naka Fusion Institute of Japan Atomic Energy Agency 801―1 Mukoyama, Naka-shi Ibaraki-ken, 311―0193 Japan TEL 029―270―7234

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年７月15日
契約担当役
独立行政法人福祉医療機構
経理部長　尾形　朋輝
◎調達機関番号　568　◎所在地番号　13
１　調達内容
⑴　品目分類番号　14
⑵　購入等件名及び数量　ホストコンピュータ機器等一式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　履行期限　平成23年11月８日
⑸　履行場所　契約担当役が指定する場所
⑹　入札方法　入札金額は総価で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
２　競争参加資格
⑴　独立行政法人福祉医療機構会計規程施行細則第35条の規定に該当しない者であること。
⑵　独立行政法人福祉医療機構競争参加資格において業種別区分が「物品の製造」で「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている業者であること。